

ためには、国や地方公共団体が出来る限りの取り組みを行うことはもちろんですが、土地政策に対する国民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

このような観点から、毎年10月を「土地月間」とし、10月1日を「土地の日」と定めています。

- ・低・未利用地の有効利用
- ・不動産流通の円滑化
- ・土地情報の利活用
- ・土地境界の明確化

この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんもぜひ一度土地の有効利用について考えてみませんか。

実施主体 国土交通省、地方公共団体、土地関係団体等

INFORMATION

テレビ・ラジオの受信障害に関するお知らせ

10月は、テレビ・ラジオ放送の受信障害の防止対策を推進する「受信環境クリーン月間」です。

放送電波の受信障害とは、家庭用・工業用電気製品から発生する電気雑音、テレビ受信用ブースターの異常発振、不法無線局からの電波、高層建築物によるビ

ル陰障害等によって、良好な放送の受信ができなくなるものです。

特に、不法無線局から発射される強力な電波（不法電波）により、テレビ・ラジオなどが妨害を受けるケースもあり、電波利用環境の悪化が懸念されています。

テレビがきれいに映らない、ラジオに雑音が入るといった電波に関することは、信越総合通信局までお気軽に御相談ください。（無料）

★無線設備への混信・妨害及び違法な無線設備の情報に関する事

・監視調査課

電話 026-234-9976

★テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関する事

・受信障害対策官

電話 026-234-9991

★その他、情報通信の行政相談に関する事

・総合通信相談所

電話 026-234-9961

ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>



INFORMATION

お店選びは Sマーク登録店で！

皆さんの日常生活

に密着している「理

容店」・「美容店」・

「クリーニング店」・

「めん類飲食店」・

「一般飲食店」のお店について、衛生や

技術・施設面などのサービス内容や、万

一事故にあった時のことなどを考えると

お店選びもおそろそかにはできません。

安心してお店選びのできる目安として

「Sマーク登録店制度」が法律で定めら

れています。

この「Sマーク」が掲示されているお

店は、提供するサービスの内容をはっきり

表示し、万一の事故にもしっかりとし

た補償制度があり、衛生面にも細かな配

慮を行うなど、厚生労働大臣が認可した

「営業約款」を店に掲示し、これに従っ

て営業していますから、皆様の信頼でき

るお店選びの目安となります。

お問い合わせ先

公益財団法人長野県生活衛生営業指導セ

ンター

電話 026-235-3612



INFORMATION

お仕事の悩み メール相談できます

ネットカウンセリングのご案内

働くことや就活の悩み、職場での悩み

をメールでご相談いただけます。

「就活ってどうすすめたら良い？」

「職場になじめず、仕事を続けられるか

不安…」

なかなか家を出られない方や、お仕

で時間が無いといった方、お気軽にご相談

ください。

受付 ジョブカフェ信州ホームページ

「ネットで相談」から受付。

<http://www.jobcafe-shinshu.pref.naganol.jp>

期間

平成25年3月末日まで毎日、24

時間受付

対象 40代前半までの方

お問い合わせ先

若年者地域連携事業推進センター／株式

会社「コミュニケーションズ・アイ

（長野労働局 ハローワーク 長野県 厚

生労働省若年者地域連携事業委託団体）

電話 0263-27-5010